【入林手続が不要な場合】

レクリエーションの森、スキー場、野営場、登山道、その他遊歩道、休憩小屋等の施設が設置されている箇所に、登山や森林浴など森林レクリエーションを目的で入林される場合には、 入林届の提出は不要です。なお、スキー場やキャンプ場等の利用につきましては、施設管理者によるルール・マナーに沿ってご利用ください。

国有林へ入林する際には、下記記載事項にご注意いただくとともに、マナーやルールを守り、 みんなが楽しく利用できますようご協力ください。

- (1)登山や森林浴の利用の場合は、自然環境の保護と安全な利用のために、歩道等を外れないよう心がけてください。
- (2) 積雪、台風、豪雨等による悪天候時の入林は、雪崩、滑落、落石、倒木、落枝、土石流などの危険が増大しますので、原則として入林しないよう、お願いします。 また、好天時であっても、安全の確保された施設と異なり、自然の中は危険な箇所が数多く

ありますので、十分ご注意願います。このような場合は、立入禁止措置を講じた上で入林を禁止させていただきます。なお、災害等の情報のお問い合わせは、管轄森林管理署等まで ご連絡下さい。

(3) 林道は、道幅が狭く未舗装の部分がほとんどで落石の危険性もあることから、必要な場合を除き可能な限り通行はお控えください。通行の際はスピードを控え安全に通行されるようお願いします。

また、国有林野内では、工事等を行っている箇所もあり、大型車が通行する場合もありますので、車を離れる場合は、決められた箇所及び離合できる広いところに駐車していただくようご協力をお願いします。

加えて、一般車両の通行を禁止又は制限している区間等もありますので、詳細は該当森林 管理署等へご確認ください。

(4)施設箇所以外に立ち入り、怪我等があっても、国としては責任を負いかねますことをご理解願います。

~ 火災から国有林野を守るために ~

- 🚫 枯草・枯木等付近では火気は取り扱わない。取り扱わせない。
- ○事業でやむを得ず火気を取り扱う際は、その場を離れない。 また、完全に消火したことを確認する。
- ◇ タバコの投げ捨ては絶対に行わない。行わせない。
- たき火は絶対に行わない。行わせない。



林野火災は、小さな火の不始末であっても、あっという間に広範囲に 延焼し、地理的に消火活動が非常に困難な火災です。

> 林野火災のきっかけは、ほとんどが人為です。 火事につながる行為は、絶対にしない。

それが森の中のマナーです。

林野庁 中部森林管理局